

大垣市税条例の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律等」が令和6年3月30日等に公布されたことに伴い、令和6年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するもの。

1 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例 【附則第4条の5】

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人市民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるもの。

② 個人住民税所得割額の定額減税

【附則第5条の8～第5条の11、附則第21条～第23条、附則第25条～第27条の3】

令和6年度分の個人住民税（市・県民税）所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を控除するもの。ただし、納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

① 土地に係る負担調整措置の継続

【附則第10条、附則第11条、附則第14条、附則第15条】

宅地等及び農地について、令和6年度から令和8年度までの間、令和3年度から令和5年度まで実施した現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

② 令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例 【附則第9条の2】

令和7年度又は令和8年度において、地価の下落による、評価額の修正を行うことのできる特例措置を継続するもの。

③ 新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し 【附則第8条の3】

新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても、適用することができることとするもの。

(3) その他

地方税法等及び市税条例の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

令和6年4月1日